

小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 1 日

小牧岩倉衛生組合
管理者 小牧市長 山 下 史守朗

小牧岩倉衛生組合規則第 8 号

小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則の一部を
改正する規則

小牧岩倉衛生組合職員の給与の支給等に関する規則（昭和52年小牧岩倉衛生組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第26条の3第2項第2号を次のように改める。

(2) 専従許可を受け、派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。